

鳥取県公報

昭和二十七年三月二十五日
第二千二百九十七号

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

目次

- ◇告示 私立各種学校設置の認可
造林地の指定
展示林の設置
- ◇人事委員会規則
人事統計報告に関する規則
- ◇農業委員会告示
農地等交換分合計画の認可

告示

◇鳥取県告示第百五十一号

学校教育法第四條及び第八十三條の規定により私立各種学校の設置を次のように認可した。

昭和二十七年三月二十五日

鳥取県知事 西尾愛治

◇鳥取県告示第百五十三号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第百五十号）第十條の規定により次のとおり造林地を指定した。

昭和二十七年三月二十五日

鳥取県知事 西尾愛治

番号	造林地の所在	地目	地積	造林地指定年月日	備考
1	岩美郡大岩村大字大谷字西山二、一九六ノ二 ノ三ノ四	保安林	二町歩		大岩村
2	〃〃二、一九六ノ三	〃	三町歩		〃
3	〃〃二、一九六ノ二	〃	〃		〃
4	〃〃二、一九六ノ三	原野	一町歩		〃
5	〃〃七山二、二二一の一	〃	六町歩		〃
6	〃〃家の奥二、二四六	〃	五町歩		〃
7	〃〃村崎谷二、二七一	〃	三町歩		〃
8	〃〃滑谷二、三〇五	〃	六町歩		〃
1	気高郡鹿野町大字水谷字茶山九四三ノ一	山林	一町歩		山名龍之助
2	〃〃末用字山の神東平二、二五一	〃	〃		林 貞次
3	〃〃広木字寺所ノ二、四〇五	〃	〃		鹿野町
4	〃〃鹿野字柄杓目ノ巻二、四七七ノ一	〃	二反歩		村上 正男
5	〃〃末用字山の神西平ノ二二、二八五	〃	六反歩		坂口 正一
6	〃〃閉野字小豆田四六〇	〃	二町歩		井上 義裕
7	〃〃末用字押谷二、〇九一	〃	〃		〃

8	〃〃水谷字岩美谷口西平一、一七二	〃	一三町歩		鹿野町
9	〃〃末用字釜谷西平二、一六四 二、一六五	〃	三町七反歩		〃
10	〃〃押谷二、〇九四	〃	十町歩		〃
11	〃〃押谷字赤坂北平二、一〇九ノ一	〃	一町歩		〃
12	〃〃二、一〇九ノ二	〃	〃		〃
1	東伯郡安田村大字光字清水谷東平五〇五	〃	五反六畝歩		船越 國藏
2	〃〃梅田字家の上三五九	〃	一反八畝歩		田中 重六
3	〃〃湯坂字ヒイダ谷東平三三九	〃	二反五畝歩		奏野 壽聰
4	〃〃表谷口西平三三八ノ一	〃	〃		大石 常藏
5	〃〃梅田字本谷中峯二九九	〃	三反一畝歩		田中 雅光
6	〃〃湯坂字表谷口東平四〇五	〃	三反三畝歩		奏野和七郎
7	〃〃梅田字後谷三八五	〃	三反八畝歩		田中 雅光
8	〃〃筥津字乳母谷一六七	〃	一反五畝歩		河内 清吉
9	〃〃津字イキ谷一、〇五四ノ二	〃	二反歩		龍子 泰隆
10	〃〃筥津字欽野一、〇〇二ノ二	〃	一反五畝歩		河本 武夫
11	〃〃尾張字権現谷三六七ノ六	原野	三〇町二反歩		興国人絹バルブ株式会社
12	〃〃三六七ノ五	〃	一三町一反歩		〃
13	〃〃大谷平三六八	〃	二町歩		門脇 續

27	〃〃角原家向一二二ノ一	〃	三反歩	岡田保太郎
28	〃〃山ノ神谷一九	〃	一町歩	宝石仙次郎
29	〃〃大方塔四九二	〃	〃	田辺 博章
30	〃〃萩山字小黑目山一、九四三ノ一	〃	二反歩	青戸 弘邦
1	西伯郡東長田村大字中神谷山六九六	〃	一町歩	桑村 正舍
2	〃〃東上字狼岩八八〇	〃	二反歩	細田 茂美
3	〃〃鉄山所三三三	山林(保安林)	三反歩	〃
4	〃〃八金字峠山三三三	山林	二反歩	井上 一夫
5	〃〃八子山一、一四七	〃	〃	〃
6	〃〃東上字奥山一、八八五ノ一	〃	一町歩	縁田薫一 外一九名
7	〃〃〃一、八八五ノ二	山林(保安林)	六町五反歩	〃
8	〃〃〃一、八九三	山林	二町五反歩	〃
9	〃〃八金字金ヶ谷五四四	〃	二反歩	恩田 久
10	〃〃中字堂城山一、二〇九	〃	四反歩	井上 寛久
11	〃〃東上字牛子山一、三六七	山林(保安林)	二反歩	後藤馬藏 外四名
12	〃〃〃一、三五四	〃	一町歩	生田 嘉雄
13	〃〃〃一、三六四	〃	一二町歩	〃
14	〃〃二舛鉄山所三三三	〃	五町七反歩	塚田利隆 外四名

15	〃〃〃〃	〃	二反歩	遠藤修一郎
16	〃〃八金字宝谷七八六	山林	三反歩	前田 友好
17	〃〃〃七七九	〃	六反歩	山田 淳
18	〃〃八子山一、一四一	〃	五反歩	井上 良秋
19	〃〃中字シヨウブ谷五〇九	〃	四反歩	桑村常次郎 外二五名
20	〃〃〃〃	〃	一反歩	〃
21	〃〃〃〃	〃	〃	〃
22	〃〃〃〃	〃	二反歩	〃
1	〃〃天津村大字境字内海道西一、一六五ノ一	〃	三反歩	天津村
2	〃〃北井塔一、〇七四	〃	二反二畝歩	〃
3	〃〃清水川字池の上山四〇四	〃	二反七畝歩	〃
4	〃〃阿賀字ミノギ谷山一、四一三	〃	一町二反八畝歩	〃
5	〃〃境字北井廻リ北一、〇五八	〃	六反九畝歩	〃
6	〃〃奥堤西一、一〇五	〃	八反七畝歩	〃
7	〃〃〃〃	〃	一反歩	〃
8	〃〃福成字ウナギ毘八五八	〃	八畝歩	〃
9	〃〃カワラヒロ七六五	〃	二反一畝歩	〃
10	〃〃ウナギ田八七二ノ一	〃	三町四反四畝歩	〃

11	〃〃〃八七二ノ二	〃	〃	一畝歩	〃
12	〃〃〃深塔八七八	〃	〃	三反九畝歩	〃
13	〃〃〃ハン田八九二	〃	〃	一町九反四畝歩	〃
14	〃〃〃サイノ塔九一四ノ一	〃	〃	一反歩	〃
15	〃〃〃九一四ノ一	〃	〃	五町四反一畝歩	〃
16	〃〃〃鴨河原山二、八〇六	〃	〃	二町八反歩	〃
17	〃〃〃二、八〇五ノ二	〃	〃	一〇町二反九畝歩	〃
18	〃〃〃二、八〇五ノ一	〃	〃	一〇町七反五畝歩	〃
19	〃〃〃八荷山二、八〇四	〃	〃	一〇町五反八畝歩	〃
20	〃〃〃アナ二、〇〇一ノ二	〃	〃	一反八畝歩	〃
21	〃〃〃二、二九九	〃	〃	二反二畝歩	〃
22	〃〃〃阿賀字黒目山四三四ノ一	〃	〃	三町八反歩	〃
23	〃〃〃駄葉平一、三九四ノ一	〃	〃	九町六反二畝歩	〃
24	〃〃〃権現山八三三	原野	〃	五畝歩	〃
25	〃〃〃笹ヶ谷一、三九五	〃	〃	八町一反歩	〃
26	〃〃〃カジヤ奥一、三六九	〃	〃	八町五反七畝歩	〃
27	〃〃〃山の神山一、三九六	〃	〃	七町一反六畝歩	〃
28	〃〃〃餅ヶ谷一、三九八	〃	〃	一一町二反七畝歩	〃

鳥取県告示第七十号

鳥取県展示林設置規程(昭和二十七年三月鳥取県告示第百六十六号)に基き次のように展示林を設置する。
昭和二十七年三月二十五日

29	〃〃〃桜ヶ谷山一、三九九	〃	〃	四町四反二畝歩	〃
30	〃〃〃水ノ手一、四〇〇ノ一	〃	〃	六町六反八畝歩	〃
31	〃〃〃一、四〇〇ノ二	〃	〃	五反七畝歩	〃
32	〃〃〃黒岩谷一、四〇一	〃	〃	四町三反一畝歩	〃
33	〃〃〃ナメラ谷一、四二四	〃	〃	四町八反九畝歩	〃

展示林	名称及び種類	位	鳥取県知事	西尾愛治	面積	樹種	期間
番号							

一	クヌギ展示林	鳥取市卯垣字奥山口三〇五の一番地	馬淵金治	二、〇〇	クヌギ	自昭和二十七年三月二十五日至昭和三十年三月三十一日
二	スギ	八頭郡山郷村大字尾見字大谷	青木壽男	五、〇〇	スギ	〃
三	アブラギリ	気高郡湖山村大字崩岸三、五六五	田中花子	二、〇〇	アブラギリ	〃
四	アカマツ	東伯郡上小鴨村大字石塚字後口野四四八の五一、五二、一二八ツ塚四七六の二二	海地文雄	一一、一二	アカマツ	〃

00444

- 五 // // 西伯郡梶村大字福万字鴨ヶ池原一、〇 高田 博愛 一〇〇、〇〇 アカマツ
- 一七の二 クロマツ
- 六 スギ // 日野郡日野上村大字三榮雁田山一、五 井川 貞雄 五、〇〇 スギ //
- ヒノキ
- 七 展示苗畑 八頭郡智頭町大字眞鹿野字清水三九二 那岐森林組合 一、〇〇 スギ 自昭和二十七年三月二十五日
- その他 至昭和二十九年三月三十一日

人事委員會規則

人事統計報告に関する規則をここに公布する。

昭和二十七年三月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 倉 繁 良 逸

鳥取県人事委員會規則第四号

人事統計報告に関する規則

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第八條第四項の規定に基きこの規則を定める。

(この規則の目的)

第一條 この規則は人事に関する統計報告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任命権者の報告)

第二條 任命権者はこの規則の定めるところにより、人事に関する事項を人事委員会に報告しなければならぬ。

2 任命権者が報告する事項、調製時期、及び報告期日は次の通りとしその報告は別記様式によるものとする。

00445

番号	報 告 事 項	調製の時期	報告期日	備 考
一	職員の職務の級及び号給別人員調	四月一日 七月一日 十月一日	四月二十日 七月二十日 十月二十日	第一号様式
二	職員の現員現給調	〃〃〃〃	〃〃〃〃	第二号様式
三	職員の扶養親族構成調	九月一日	九月二十日	第三号様式
四	職員の職務の級及び年令別人員調	〃	〃	第四号様式
五	職員の職務の級及び学歴別人員調	〃	〃	第五号様式
六	職員の職務の級別男女別経験年数別人員調	〃	〃	第六号様式
七	職員の職務の級別昇給格人員調	昇給昇格を 施したとき	実施後 十五日以内	第七号様式

(その他必要な報告)

第三條 人事委員会は前條に定めるものを除く外、必要な事項について報告を求めることができる。

附 則

この規則は昭和二十七年四月一日から施行する。

別記 (第1号様式)

職員の職務の級及び号給別人員調

鳥取県人事委員会委員長殿

下記の通り報告します

文書番号
提出年月日
受付番号
受付年月日

昭和 年 月 日現在

記入報告責任者職氏名

号給	職務の級															計	
	1級	2"	3"	4"	5"	6"	7"	8"	9"	10"	11"	12"	13"	14"	15"		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
計	15	14	14	16	20	24	25	29	36	42	47	52	58	64	69	74	79

備考 枠外者欄の数字は「通し号給」を表す

(第2号様式の一)

職員 の 現 員 現 給 調

鳥取県人事委員会委員長殿

下記の通り報告します。

文書番号
提出年月日
受付番号
受付年月日

昭和 年 月 日現在

記入報告責任者職氏名

職名	区分	人員	給料	手当	養当	勤務地	計	控 除		額 計	差 引
								額給納金	共済組合費		
1級 事務吏員											
2級 事務吏員											
3級 事務吏員											
嘱託 事務吏員											
雇 人											
計											

備考 1、議会議務局職員、その他で職名の異なるものはそれぞれその職名に相当する欄に記入すること。
2、休職者、停職者は括弧書きすること。

00448

(第2号様式之二)

職員の現員現給調

鳥取県人事委員会委員長殿

(印)

下記の通り報告します。

文書番号	
提出年月日	・
受付番号	・
受付年月日	・

昭和 年 月 日現在 記入報告責任者職氏名

(印)

職名	区分	人員	給料	扶 手	養 当	勤 務 地 当	計	控 除 額			差引支給額
								恩給納金	共済組合費	所得税	
校長			円		円		円	円	円	円	円
教諭											
養護教諭											
養護助教											
看護助教											
看護助教諭											
看護助教師											
講義時間講師											
助手											
事務職員											
計											

備考

- この調には小学校、中学校にあつては「市町村立学校職員給与負担法」により果費負担のものについてのみ記入すること。
- 休職者、停職者は控除額を算入すること。

00449

(第3号様式)

職員の扶養親族構成図

鳥取県人事委員会委員長殿

(印)

下記の通り報告します。

文書番号	
提出年月日	・
受付番号	
受付年月日	・

昭和 年 月 日現在 記入報告責任者職氏名

(印)

区分	扶養親族数	職員数	扶養親族合計	配偶者	18才未満の子及び孫			61才以上の父及び祖父母		18才未満の弟妹	不具障害者
					第一子	その他	母	父			
人	0										
"	1										
"	2										
計	14										

00450

(第4号様式)

職員の職務の級別年令別人員調

鳥取県人事委員会委員長殿

下記の通り報告します。

文書番号	
提出年月日	・ ・ ・
受付番号	
受付年月日	・ ・ ・

昭和 年 月 日現在 記入報告責任者職氏名

⑩

年令	職務の級			計
	1級	2 "	3 "	
16才未満				
15才以上17才未満				
17才 "				
20才 "				
25才 "				
30才 "				
35才 "				
40才 "				
45才 "				
50才 "				
55才 "				
60才 "				
60才以上				
合計				

00451

(第5号様式)

職員の職務の級別学歴別人員調

鳥取県人事委員会委員長殿

下記の通り報告します。

文書番号	
提出年月日	・ ・ ・
受付番号	
受付年月日	・ ・ ・

昭和 年 月 日現在 記入報告責任者職氏名

⑪

職務の級	最終学校										計		
	旧制大学	新制大学	旧高专	短期大学	大学予科	準高专	新制高校	旧制中学(5)	旧制中学(4)本	青奥補		新制中学	高等小学
1級													
2 "													
3 "													
14 "													
15 "													
合計													

備考 最終学校は初任給、昇給、昇格の基準を定める学校の区分による。

00452

(第6号様式) 職員の職務の級別、男女別、経歴年数別人員調

鳥取県人事委員会委員長殿

下記の通り報告します。

文書番号	提出年月日	•
受付番号	受付年月日	•
記入報告責任者職氏名		•

職務の級	男女別	勤続年数												計	
		一年以上未滿	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年		
1 級	男														
	女														
15 "	男														
	女														
合計	男														
	女														

備考 経歴年数は初任級、昇給、昇格の基準を定める職歴換算年数による。

00453

(第7号様式) 職員の職名の級別、昇給、昇格人員調

鳥取県人事委員会委員長殿

下記の通り報告します。

文書番号	提出年月日	•
受付番号	受付年月日	•
記入報告責任者職氏名		•

職務の級	区分	人員	昇給(格)該当者数	昇給(格)した者の数	(B)の(A)に対する割合	備考
1 級						
2 "						
3 "						
15 "						
計						

農業委員会告示

鳥取県農業委員会告示第三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十八條の規定により八頭郡家町外四箇農業委員会より申請

農業委員会名

申請年月日

認可年月日

八頭郡家町農業委員会

昭和二十七年二月四日

昭和二十七年三月一日

気高郡千代水村

昭和二十六年八月二十八日

〃

〃 大郷村

昭和二十七年二月二十五日

〃

西伯郡日吉津村

昭和二十七年二月二十三日

〃

〃 巖村

〃

〃

のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十七年三月二十五日

鳥取県農業委員会

昭和二十七年三月三日二十五印刷
昭和二十七年三月三日二十五發行

鳥取県公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

發

行 鳥取縣鳥取市東町
刷 鳥取縣鳥取市東町

刷 所 縣